

二輪車（一般原動機付自転車）の車両区分の見直し

概要

総排気量125cc以下の二輪車の**最高出力を**現行の原動機付自転車と同等レベルの**4.0kw以下に制御した二輪車**については、**一般原動機付自転車に区分**されることとなります。

総排気量（内燃機関）	50cc	125cc	400cc
一般原動機付自転車 （原付免許）	普通自動自転車 （小型限定普通二輪免許）		大型自動二輪自転車 （大型二輪免許）
	最高出力を4.0kw以下に制御		



施行日

令和7年4月1日（火）

注意！

原付免許ですべての総排気量125cc以下の二輪車に乗れるものではありません。

※ 最高出力が4.0kwに制御された二輪車に限ります。

